

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に係る届出について

介護職員の確保・定着につなげていくため、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善加算を行うとして、介護職員処遇改善加算に加え、令和元年10月に介護職員等特定処遇改善加算が創設されています。

1 令和2年度分の計画書の提出について

令和2年度に介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を算定する事業所は、次の期限までに計画書を提出してください。

提出期限 令和2年4月15日(水)

※介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算の様式が統合されていますので、新しい様式により計画書を作成してください。

2 計画書作成時の注意事項

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算を算定する場合、計画書に「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方を必ず記載してください。
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算の算定において、国のQ&Aで、介護福祉士の資格を有する者がいない場合などは、「経験・技能のある介護職員」のグループを設定しないことができることとなっていますが、「経験・技能のある介護職員」のグループを設定しない場合は、必ず、その理由について計画書に具体的に記載してください。
- (3) 令和2年度より、介護職員等特定処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること(見える化要件)が算定要件に加わりますので、留意してください。

3 介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方及びQ&Aについて

国から出されている介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方及びQ&Aを長崎市ホームページに掲載していますので、加算の算定にあたっては、熟読いただきますようお願いいたします。

掲載場所(長崎市ホームページ)

HOME > 事業者・産業振興 > 高齢者・介護保険・障害福祉 > 居宅サービス事業者の指定・届出 > 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算について